

令和7年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度(リチウムイオン蓄電システム)

刈谷市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電による「再生エネルギー」等の蓄電や、電力需要のピーク時など必要に応じた電力の使用を行える蓄電池(リチウムイオン蓄電システム)を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

- 1 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)が指定した補助対象システムであること。
- 2 未使用でリース品でないもの

補助を受けることができる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入も可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住している市内の住宅にシステムを購入して設置する方
- 2 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、システムを購入して設置する方
- 3 自らが居住する目的で、システムが設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方

○補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合においては、世帯ごとに1回。

※2世帯住宅の方が、世帯ごとに1基ずつ(計2基)申請される場合は、事前に環境推進課までご連絡ください。

※上記1, 2の方は工事着工前に、3の方は売買契約後、住宅の引渡し前までに申請してください。

また、設置完了(引渡し)後、速やかに、かつ、令和8年3月31日までに実績報告を行うことが交付条件となります。

補助金の額

システムの設置に要した費用の範囲内で、上限15万円(千円未満の端数切り捨て)

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれています。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

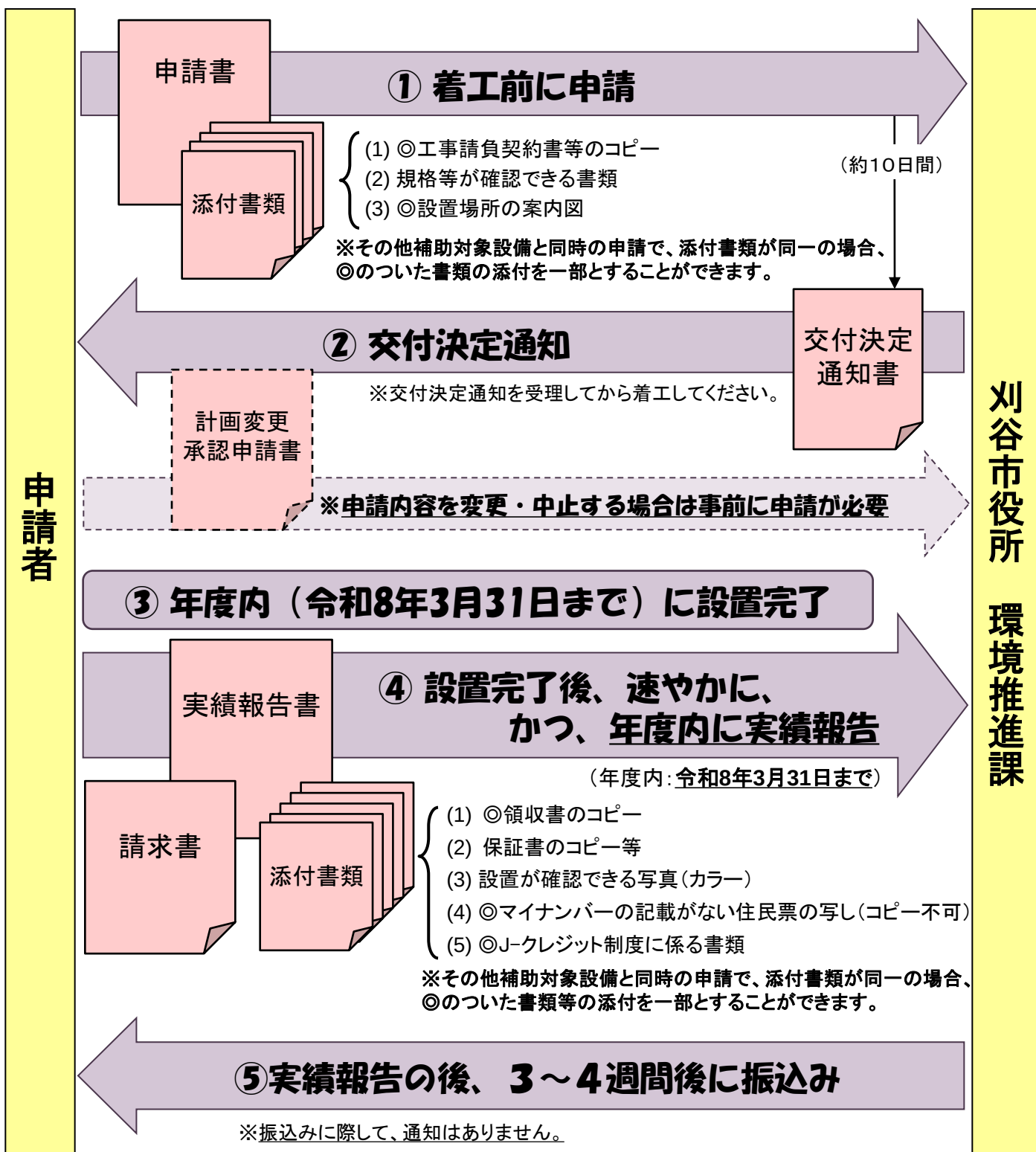
電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。